

調査報告書

- 1 とき：2012年6月1日
 - 2 行先：名古屋港管理組合災害廃棄物の受入予定地の南5区について
 - 3 参加者：山口清明
名古屋港管理組合・・・高桑課長・野口課長他4名
 - 4 主な内容
 1. 南5区の概要
- ※ III工区 (A=32.6ha) については、平成22年に埋立終了している。

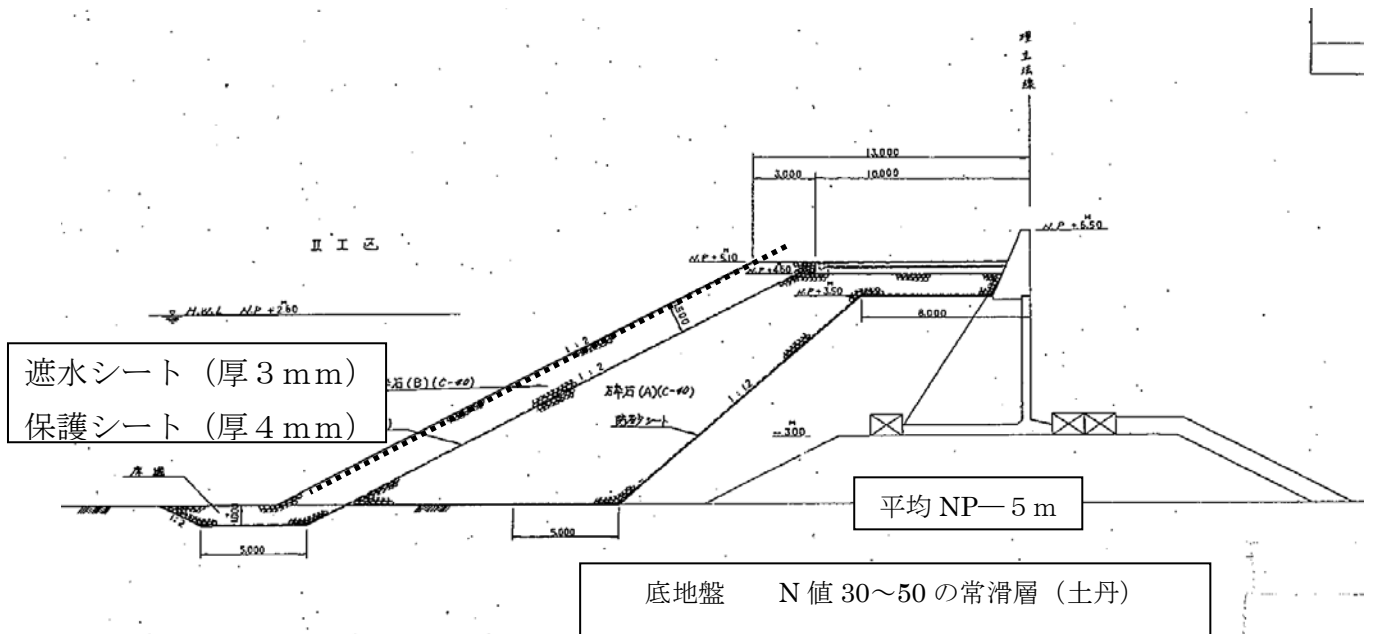


基本的事項

工区名称	II工区	免許取得日	昭和63年12月27日
埋立免許取得者	名古屋港管理組合		
埋立事業者	財団法人 愛知臨海環境整備センター		
使用開始	平成4年3月2日	埋立終了	平成11年3月31日
埋立地面積	234,451 m ²	埋立量	1,947,525 m ³
計画容量	1,960,000 m ³	進捗率	%
現在の状態	埋立中 → 閉鎖 → 廃止 / 跡地利用中		
浸出水処理方法	原水→沈砂池→生物処理(接触酸化, 硝化, 脱窒素)→凝集沈殿(第1, 第2)→再曝気→砂ろ過→活性炭吸着→中和→消毒→放流		
浸出水処理施設規模又は放流量	1,500 m ³ /日 II工区暗渠排水 → III工区内水 → 浸出水処理施設 → 放流		

護岸断面

標準断面は下図のとおり。底地盤は平均 NP-5 m、埋立高さは N.P+5.1m



N.P+4.1 高さまで廃棄物で埋め立てた後、厚 1 m の覆土をかぶせている。廃棄物の管理型護岸であるので、遮水シート (厚 3 mm) と損傷防止のための保護シート (厚 4 mm) が 1 層だけ施工されている。

雨水や越波などによる地下水の処理 (排出基準以下になるまで、アセックが管理)

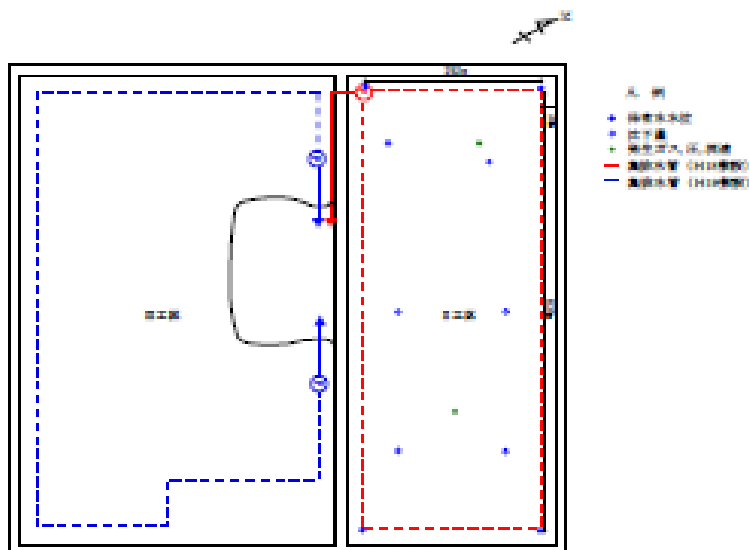


図 5.4.2.3 モニタリング地点位置図

Ⅱ区。Ⅲ区それぞれの外周に径40cmの有孔管をNP+1.2m高さに設置して管理水位をNP+1.4m高さに管理している。省令基準と覚書による上乗せ基準以下に排水処理したあと、西側護岸から公共水域に放流している。Ⅱ・Ⅲ区合算で約600m³/日を放流。



高密度ポリエチレンの有孔管 φ400mm



高密度ポリエチレンの有孔管 φ400mm



暗渠埋設工事中



暗渠埋設後

2. 視察での考察

(1) 災害廃棄物受入の構造上の懸念

- ① 護岸の遮水シートが1枚では不足（環境省「最終処分場に関わる技術上の基準」は平成10年に改定され、「2重の遮水シート」となっている）。
 - ② 底面の遮水層は、N値30~50の頑強な粘土（常滑層 俗称「土丹」）であるが、透水係数 $10^{-5} \sim 10^{-7} \text{ cm/s}$ （環境省のアセックヒアリング）で遮水効果の弱い底面がうかがえる（ 〃 技術上の基準は「地下の全面に厚さ5m以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル以下の不透水層の存在」となっている）。
- （※ 名古屋港管理組合が免許取得で提出した申請書では、透水係数は $6.0 \times 10^{-6} \sim 6.6 \times 10^{-9} \text{ cm/s}$ となっている）
- ③ 広大な土地の水処理・放流は、最終処分場の維持管理の必須条件である。「放射性汚染物質の検出の場合は、吸着処理をおこなう」との説明であっ

た。

(2) 地域・地形との関係での懸念

- ① 冬季を中心に北北西・北西の風、知多市、常滑市の海岸周辺部に吹き込む。処分された廃棄物を掘り返す際の悪臭、災害廃棄物の焼却・埋立による塵灰・悪臭。(南5区は00年の東海豪雨の際、名古屋市周辺で発生した多量の災害ごみの仮置き場になり、近隣住民は悪臭とハエになやまされている)
- ② コンテナ形式の輸送を想定。陸上輸送の場合は臨海鉄道活用か。関係市町が多数になる。海上輸送の場合は、付近地に適切な公共ふ頭がない。ましてやガーリッククレーンはなく、仮設のクレーン車での荷揚げか。